

高齢者の肺炎球菌ワクチン定期予防接種の対象者の方へ

この通知は、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種に今年度、対象となられる方へお送りしています。 接種を希望される場合は、予防接種実施医療機関に予約をした上で、同封の予診票に必要事項を記入し、接種時に医療機関へ持参してください。

《接種期間》 **令和6年3月31日まで**

※この制度で予防接種ができるのは該当年度のみ(5年後は該当しません)に限られます。
この期間に接種できなかった場合、任意接種扱い(全額自己負担)となります。

《接種回数》 1回

《接種費用》 **2,500円**※...医療機関で直接お支払いください。※公費で助成済の額

《持参するもの》 同封の予診票、健康保険証
同封の予防接種済証(終了後はご自分で保管してください)

《申し込み方法》 接種希望医療機関へ問い合わせ予約をしてください。
佐賀県内の協力医療機関で接種できます。(裏面に武雄市・杵島郡医療機関を掲載)

《令和5年度(2023年度)の対象者》

① 令和5年度に次の年齢になる方

年齢	対象生年月日
65歳	昭和33年4月2日 ~ 昭和34年4月1日生まれ
70歳	昭和28年4月2日 ~ 昭和29年4月1日生まれ
75歳	昭和23年4月2日 ~ 昭和24年4月1日生まれ
80歳	昭和18年4月2日 ~ 昭和19年4月1日生まれ
85歳	昭和13年4月2日 ~ 昭和14年4月1日生まれ
90歳	昭和8年4月2日 ~ 昭和9年4月1日生まれ
95歳	昭和3年4月2日 ~ 昭和4年4月1日生まれ
100歳	大正12年4月2日 ~ 大正13年4月1日生まれ

② 令和5年4月1日現在で60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

ご注意ください

- ◎この通知を受け取られた方であっても、**過去に高齢者の肺炎球菌ワクチンを接種されたことのある方は、定期予防接種の対象とはなりません。**
- ◎大町町に転入された方で、既に接種を済ませている場合についても、定期接種の対象となりませんので、**子育て・健康課までご連絡ください。**
- ◎新型コロナワクチン等の予防接種と同時に接種することはできません。互いに片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。

【お問い合わせ先】

大町町役場 子育て・健康課 健康づくり係(美郷内) 電話 0952-82-3186